

北海道政策評価条例の施行状況等

(平成28年度～令和2年度)

令和2年11月

北海道

目 次

1	はじめに	・・・・・・・・P	1
2	北海道政策評価条例の概要	・・・・・・・・P	1
3	北海道政策評価条例の点検方法等	・・・・・・・・P	3
4	社会経済情勢の変化		
	道の政策評価を取り巻く状況	・・・・・・・・P	4
	都府県における政策評価の実施	・・・・・・・・P	6
5	政策評価の施行状況等		
	第2章 政策評価に関する基本方針	・・・・・・・・P	10
	第3章 一次政策評価 第4章 二次政策評価	・・・・・・・・P	12
	第5章 道民参加の推進	・・・・・・・・P	29
	第6章 政策評価委員会	・・・・・・・・P	32
	参考資料1 北海道政策評価条例		
	参考資料2 北海道総合計画の政策体系表		

1 はじめに

道では、平成14年3月に、政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある行財政資源を効果的に配分するとともに、道政の透明性を高め、道民への説明責任を果たすため、道政運営の基本的制度として、企画立案し、実施し、評価し、改善する政策のマネジメントサイクルを確立し、時代の変化や道民の期待に的確に対応できる行政を実現するため、北海道政策評価条例を制定しました。

本条例は、附則において、平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、今般、平成28年3月の条例の施行状況等の検討から5年が経過したことから、本書において、平成28年4月以降の条例の実施状況を点検するとともに、その結果を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案しながら、必要に応じて、条例の見直しについて検討を進めることとしています。

2 北海道政策評価条例の概要

前 文			
政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある行財政資源を効果的に配分するとともに、道政の透明性を高め、道民への説明責任を果たすため、道政運営の基本的制度として、企画立案し、実施し、評価し、改善する政策のマネジメントサイクルを確立し、時代の変化や道民の期待に的確に対応できる行政を実現するための条例を制定			
第1章 総則 政策評価に関する基本的な考え方を明らかにします			
第1条 目的 政策評価を客観的かつ厳格に実施し、その結果の政策への反映を図るとともに、政策評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に寄与するとともに、道政に関し説明責任を遂行する			
第2条 定義			
実施機関	知事、教育委員会、警察本部長等をいう		
政策評価	必要性、有効性、効率性の視点、その他当該政策の特性に応じて必要な視点から点検、検証等を行うこと		
基本評価	施策に関して行う政策評価及び事務事業に関して行う政策評価		
公共事業評価	基本評価を補完するため、公共事業に関して行う政策評価		
特定課題評価	政策に関するその時々課題であって、知事が点検、検証等を行う必要があると認めるものに関して行う政策評価		
第3条 実施機関の責務			
指標の設定や学識経験者の知見の活用など、客観的かつ厳格な評価を実施	評価結果を予算編成、執行、組織及び機構整備、総合計画*の推進管理等に反映	実施機関は、政策評価に関する情報を適切に公表	政策評価に従事する職員の資質の向上のために必要な措置を講じ、評価を充実
第2章 政策評価に関する基本方針			
第4条 毎年度定める基本方針において次の事項を定める			
政策評価の実施に関する基本的な方針、対象、視点、時点、方法、北海道政策評価委員会の運営、結果の反映、情報の公表、充実のために必要な措置、その他			
中間評価を原則とし、特性に応じて事前評価、事後評価を併せて行う	基本方針を定めるに当たっては、実施機関と協議評価委員会の意見を聴取する	基本方針は遅滞なく、これを実施機関に通知するとともに、公表する	

第3章	一次政策評価 実施機関が行う自己評価
第5条	実施方針 評価ごとに、実施方針を定め、遅滞なく公表
第6条	一次政策評価の実施 実施方針に基づき、自ら一次政策評価を実施
第7条	評価調書の作成、公表等 評価調書を作成し、知事に通知するとともに公表
第4章	二次政策評価 知事（二次政策評価チーム）が行う評価
第8条	二次政策評価の実施 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要と認めるものについて評価を行う
第9条	資料提出及び説明の要求 知事は実施機関に資料の提供及び説明を求めるものとする
第10条	評価調書の作成、公表等 知事は、評価調書を作成し、実施機関に通知、公表
第5章	道民参加の推進
第11条	道民の意見 政策評価制度や結果など道民意見を聴取する機会に努める
第12条	政策評価への反映 道民意見の適切な反映に努め、毎年度、反映状況を公表
第6章	北海道政策評価委員会
第13条	設置 政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実を図るため、知事の附属機関として政策評価委員会を設置
第14条	所掌事務 実施機関の諮問に応じ、政策評価の実施及び制度に関し調査審議 政策評価の制度のあり方について知事に意見を述べることができる
第15条	組織 政策評価委員は15名以内で組織（任期2年） 道政に関し優れた識見を有する者から、知事が任命
第16条	会長及び副会長 政策評価委員会に会長及び副会長を置く（互選）
第17条	参与 参与を置くことができ、調査審議に参画できる
第18条	専門委員会 北海道政策評価委員会規則で定めるところにより、専門委員会を置く
<pre> graph TD A[政策評価委員会] --- B[基本評価等専門委員会] A --- C[公共事業評価専門委員会] </pre>	
第19条	委任 政策評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める
第7章	雑則
第20条	議会への報告及び公表 毎年度、結果に関する報告を議会に提出
第21条	実施機関への委任 条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める
附則	
1	この条例は平成14年4月1日から施行する
2	平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要な措置を講ずる

※ 総合計画（H28～R7）

長期的な展望に立って道の政策の基本的な方向を総合的に示すため、北海道行政基本条例に基づき「北海道総合計画」を策定。

「輝きつづける北海道」を目指す姿とし、より具体的な姿として7つの将来像(子育て環境・最適地、安全・安心社会、環境先進モデル、憧れのくに北海道ブランド、地域経済循環、豊富な人材、個性あふれる地域)を掲げ、多様な主体と連携・協力しながら体系的に政策展開を図る。

3 北海道政策評価条例の点検方法等

北海道政策評価条例の施行状況等を、平成 28 年度以降の北海道における政策評価を取り巻く状況や、都府県における政策評価の実施など社会経済情勢の変化と、北海道政策評価条例の条文に沿って政策評価の施行状況や取組状況を整理する。

社会経済情勢の変化			
項 目		内 容	
道における政策評価を取り巻く状況		平成 28 年度から北海道総合計画（以下、総合計画）の推進管理を中心として取り組んでおり、この 5 年間における取組の内容を整理	
都府県における政策評価の実施		各都府県に対して全国調査を実施し、近年の政策評価の実施状況、手法等について整理	
政策評価の施行状況等			
条例の章・条文等			内 容
第 2 章	第 4 条	政策評価に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定、通知状況の整理 基本方針の施行状況の整理
第 3 章 第 4 章	第 5 条 第 6 条 第 7 条 第 8 条 第 9 条 第 10 条	一次政策評価 二次政策評価	<ul style="list-style-type: none"> 一次政策評価、二次政策評価の実施方針の策定及び公表 基本評価（施策評価・事務事業評価） 一次政策評価・二次政策評価実施方針、評価手法、政策評価結果について整理 公共事業評価 公共事業再評価、公共事業（大規模等）事前評価の一次政策評価・二次政策評価実施方針、評価手法評価結果について整理 特定課題評価 H28～R1 の特定課題評価のテーマ、実施方針、評価結果について整理
第 5 章	第 11 条 第 12 条	道民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> 意見募集の実施状況について整理 道民意見及び対応状況について整理
第 6 章	第 13 条 第 14 条 第 15 条	政策評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 北海道政策評価委員会の実施状況について整理 北海道政策評価委員会からの政策評価制度に関する意見 委員会意見に対する対応状況について整理

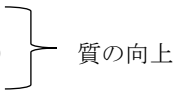
4 社会経済情勢の変化

道の政策評価を取り巻く状況

(1) 政策評価制度の見直しの方向性について（平成 28 年 3 月）

平成 27 年度に、平成 22 年 4 月 1 日から起算して、5 年を経過することから北海道政策評価条例の施行の状況等について点検を実施し、「政策評価制度の見直しの方向性について(以下、見直しの方向性)」としてまとめ、平成 28 年度から「政策評価基本方針」「政策評価実施方針」などに反映させてきた。

【政策評価制度の見直しの方向性について(概要)】

(1) 見直しの考え方
政策評価条例では、既に、限りある行財政資源のもと PDCA サイクルの確立により政策の合理的な選択と質の向上を図り、時代の変化や道民の期待に的確に対応できる道政の実現を理念としており、政策の質の向上に取り組んでいくためには、現行条例の理念に基づき、政策評価を実施し、下記の課題等を踏まえ、制度の運用の見直しが必要
(2) 課題等
<ul style="list-style-type: none">・政策の推進（PDCA サイクルの強化）・評価業務の改善（重点化、簡素・効率化）・時代の変化等への対応 
(3) 具体的な運用の見直し
<ul style="list-style-type: none">・目標・指標など具体的な根拠に基づく評価・「新しい総合計画」や「重点戦略計画」等の一体的な評価・総合計画に関係する施策・事務事業とそれ以外の差別化・施策や事務事業の不断の見直し
(4) 見直し内容の反映
毎年度決定する「政策評価基本方針」、「政策評価実施方針」などに対応方を反映させることによって運用改善を行い、平成 28 年度の評価から実施
(5) その他
今後、新たな公会計制度が導入されることに伴い、コスト情報の開示とその積極的な活用を検討するなど、来年度以降においても、本見直しの方向性に沿って、不断の見直しを行い、政策評価制度の改善・充実を図っていく。

(2) 平成 28 年度以降の政策評価制度の運用

平成 28 年に政策評価条例の施行状況の点検結果である「政策評価制度の見直しの方向性について」において示された具体的な取組を基に、平成 28 年度以降、総合計画に掲げる政策目標の実現に向けて、評価の単位となる施策体系を総合計画の政策体系に沿って見直しを行い、政策評価を通じた総合計画の一体的な推進管理を行ってきた。

【H28～R2 の政策評価制度運用状況】

年度	運用状況
H28	施策評価業務を総合政策部政策局計画推進課に業務移管
	「施策評価」を総合計画等との一体的な評価を行うため、総合政策部政策局から総合計画を所管する総合政策部政策局計画推進課に業務移管
	施策を総合計画の推進体系に再編
	総合計画の政策展開の基本方向における小項目（政策の方向性）に沿って施策推進体系を作成し、これまでの 113 施策から 106 施策に再編
	施策評価と事務事業評価の連動
事務事業評価の対象は、総合計画を起点した施策推進体系に沿って整理した施策を構成する事務事業とし、成果指標の達成度合等を踏まえ評価を実施	
H29	施策評価と事務事業評価の一体的な実施
	施策評価と事務事業評価の一体的な実施を行うことから、一次政策評価及び二次政策評価の実施方針を基本評価の実施方針として一本化
H30	評価業務体制を一元化
	施策と事務事業を一体的に評価するため、総務部行政改革課で行っていた事務事業評価を総合政策部政策局計画推進課に業務移管
	評価対象の事務事業を重点化、簡素・効率化
評価の重点化・簡素化の観点から施策への貢献度を重視し評価対象を全事務事業から改善等を要する事務事業を選定し、点検・評価を実施	
R1	総合評価の区分、事務事業の方向性の区分の表記方法見直し
	施策の状況を適切に示すことや、事務事業の方向性をよりの確に表すことができるように表記方法の見直しを実施
	総合計画施策推進状況の作成
総合計画に掲げる政策の進捗状況をより明確にするため、新たな公表様式「総合計画施策推進状況」を作成	
R2	新型コロナウイルス感染症の影響を表記
	各施策への新型コロナウイルス感染症の影響があることから、取組や連携に新型コロナウイルス感染症の影響の記載や、総合評価における新型コロナウイルス感染症の影響を考慮

都府県における政策評価の実施

(1) 都府県アンケート

政策評価の実施、手法、住民意見の反映、外部評価の活用、評価結果の反映など、政策評価の実施状況調査を行うため、令和2年9月1日時点における各都府県における政策評価に関するアンケート(R2.9.14～R2.9.25 回答 37 都府県)を実施。

① 政策評価の実施状況

各都府県における政策評価の実施根拠や、政策評価の対象範囲、特定課題に関する評価の実施状況について調査を実施した。また、実施根拠や実施対象の範囲や実施サイクルの考え方の主な意見は以下のとおりである。

政策評価の実施状況					
1 実施根拠		条例	8	規則	2
		要綱	16	基本・実施方針	10
		その他	22	実施していない	-
2 実施対象	政策	全部	17	一部	1
	施策	全部	22	一部	3
	事務事業	全部	4	一部	14
	公共事業	全部	2	一部	13
3 実施頻度	政策	毎年度	16	数年に一度	2
	施策	毎年度	24	数年に一度	1
	事務事業	毎年度	18	数年に一度	-
	公共事業	毎年度	12	数年に一度	3
4 特定課題に関する評価		実施	5	実施していない	29

※ 複数回答、未回答あり

【実施根拠がその他の理由】

- ・実施要領、マニュアル、作業要領
- ・総合計画に進捗状況を審議会に報告することを記載
- ・計画策定からの期間が半年間であるため、今年度は評価を行わない
- ・取組指針の作成

【評価単位を一部としている理由】

- ・独自に設けた施策選定基準に基づき、事業ユニットにおける施策を対象に選定
- ・長期構想に関連する事業を展開している所属において、施策ごとに定めた成果指標の最新実績をもとに評価を実施
- ・長期構想に関連する事務事業かつ当初予算記者発表資料に掲載している事業を選定
- ・庁舎管理などの通常の内部管理事務は対象外
- ・次年度に反映できない事業や、県の裁量がなく評価結果を活用できない事業は対象外

【評価を数年に一度（毎年ではない）としている理由】

- ・四半期毎に進捗状況をチェック
- ・施策評価は総合計画の中間年(3年目)に中間評価として行い、計画期間終了後に事後評価として行っている。

【特定の課題に対する評価】

- ・施策を推進するために行う効果的な行政運営の取組について
- ・総合計画以外の創生総合戦略についても実施
- ・施策の目標達成に向けて実施する取組のうち、主なものごとに評価を実施

② 政策評価の手法

政策評価を実施するにあたり、評価の体制、指標の設定状況、評価の過程についての主な意見は以下のとおりである。

政策評価の手法					
1	評価の体制	一次評価	33	二次評価	12
2	指標による評価	行っている	34	行っていない	-
3	指標の種類	成果指標	26	活動指標	18
		区別なし	9		
4	指標の根拠	計画のみ	17	計画+独自	17

※ 複数回答、未回答あり

【評価の手法について】

- ・ 指標の状況により、施策は4段階で総合評価、事務事業は3段階で判定
- ・ 定量的評価(指標の達成度合)と定性的評価(取組状況等)を合わせ5段階評価(施策)
- ・ 必要性、有効性、効率性の観点から総合的に判断(事務事業)
- ・ 指標と主な取組の進捗状況を確認。合わせて住民に満足度調査を実施(施策)
- ・ 行政活動目標及び補助指標を取りまとめ、目標の達成度を踏まえ総括(施策)
- ・ 成果指標の最新実績と費用対効果を踏まえ課題の解決に役立ったかを「有効性」として4段階で評価。「今後の方向性」については、有効性に加え、住民ニーズ、緊急性自治体の関与のあり方を考慮し6区分で評価(事務事業)
- ・ 関連する指標と関係事務事業の評価の平均を用いて評価(施策)
- ・ 事業ごとに人件費を含めた総事業費を算出し、数値目標を用いて事業の成果を明確化した上で、必要性、有効性、効率性の観点で検証(事務事業)
- ・ 施策の全体像を俯瞰して把握・分析するため、関連する事業を「事業群」としてまとめ評価(事務事業)

【独自の指標について】

- ・ 既存の計画等で目標を設定していない分野等で政策評価を実施した場合に設定
- ・ 達成状況を適切に示すもので継続的に把握可能なデータを指標として設定
- ・ 計画等を構成する事務事業に限らず、全ての事務事業を評価対象とすることから設定
- ・ データを重視した評価のため、アンケート調査結果なども活用
- ・ 計画に基づかなくても政策的課題解決が必要なものも設定
- ・ 計画等を根拠とする指標を補完する目的で補助指標を設定

【評価の過程について】

- ・ 評価調書作成後、外部評価で審議し意見を踏まえて、結果を議会に報告
- ・ 自己評価後、外部委員会に諮問、住民意見を聴取し、外部委員会の答申を経て結果を議会へ報告
- ・ 成果指標に対して外部委員会によるヒアリングを通じて意見・助言を実施後、評価調書を作成、評価結果については議会に報告
- ・ 自己評価後、専門分野ごとに分かれて二次評価を実施
- ・ 各所属にて評価調書を作成し、各部局長の確認を経て評価を決定
- ・ 自己評価後、パブリックコメント等による住民評価を実施、外部有識者による第三者評価を経て、議会に報告
- ・ 自己評価後、部局間連携に着目した評価が可能と思われる事業について、外部評価としてヒアリングを実施、結果を踏まえ見直し等を行う

③ 住民意見の反映

政策評価の実施状況や結果の公表、住民意見の政策への反映状況については以下のとおり。

住民意見の反映					
1	住民への公表	公表	33	公表していない	1
2	住民意見の反映	導入	24	導入していない	10

※ 未回答あり

【住民意見を取り入れる仕組みを導入していない理由】

- ・各局等が政策・施策レベルでの自律的な PDCA サイクルを推進することが目的のため
- ・県民の代表である議会の全常任委員会で報告し、議論を行っていることから、住民意見を取り入れる仕組みを設けていない。
- ・事務事業評価は、自己評価による見直しを目的としているため意見を直接取り入れる仕組みは導入していない。
- ・審議会において、多くの分野から委員として参加いただいております、アンケート等による住民の意見を伺う仕組みは導入していない。

【住民の意見を取り入れる仕組みの手法】

- ・ホームページ上にて満足度調査、意見募集を実施
- ・外部評価委員の導入及びパブリックコメントの実施
- ・意識調査の実施により、不満の理由で多数となっている意見を抽出し反映
- ・県政世論調査、県民アンケートの実施

④ 外部評価の活用

有識者等により外部評価(第三者評価)の実施状況及び外部評価の対象や手法、また、実施していない場合の理由については、以下のとおり。

外部評価の活用					
1	外部評価	実施	22	実施していない	12

※ 未回答あり

【外部評価の対象と手法について】

- ・政策等の評価の実施及び制度に関し、調査審議し実施機関に評価に係る意見を述べる
- ・分科会を設置し、各政策及び施策について担当課との対面や書類による審議
- ・一部の政策、施策、事業を抽出したうえで、調査審議を実施
- ・評価結果に対する審議会の審議を経て、二次評価(指摘事項付記)を確定
- ・施策や KPI に関し、前年度の実施状況について評価を実施
- ・新規事業の指標設定、評価指標の見直し、評価結果の報告について議論
- ・事業群を選定し、班体制で3回審議、意見書として提出
- ・内部評価を参考に、社会情勢等も勘案し、総合的な観点から評価

【外部評価を実施していない理由】

- ・政策評価は、自己評価を基本としているため
- ・各局等が政策・施策レベルでの自律的な PDCA サイクルを推進することが目的のため
- ・制度導入後 10 年以上を経てその効果が限定的となったことなど、職員事務負担も考慮の上、廃止。それに代わり、事務事業総点検を実施
- ・住民の代表である議会の全常任委員会で報告し、議論を行っているため外部評価を実施していない
- ・県政世論調査結果を導入することにより、県民意見等の反映に努めているため

⑤ 政策評価結果の活用

政策評価の目的と、その活用方法について調査するとともに、政策評価の課題と考えられるかは以下のとおり。

政策評価結果の活用				
1 目的・活用方法	予算編成	33	人事配置	6
	各種計画推進	25	事務事業見直し	28
	重点政策・方針に活用	27	説明責任	28
	その他	4		
2 予算編成への反映状況	反映	10	参考程度	24
3 組織・人事への反映状況	反映	2	参考程度	4
4 政策評価の課題	予算編成	18	人事配置	3
	長期方針・計画	10	議会	2
	外部評価	6	評価指標	19
	職員の意識改革	15	負担軽減	25
	説明責任	7	その他	3

※ 複数回答、未回答あり

【1 目的・活用方法の「その他」の回答】

- ・自己評価による職員の意識改革
- ・成果を重視した効果的・効率的な運営の推進

【各種計画の進捗管理に当たり、評価結果をどのように活用しているか】

- ・政策、施策、事業の関連性に基づいて整理し、評価の対象として計画の推進を図る。
- ・指標の達成率を中心とした評価のスキームとしているため、評価を行うこと自体が、プランの進捗管理を兼ねている。
- ・総合計画の進捗状況として、総合計画審議会に報告
- ・評価結果に基づき、施策の見直し・重点化、新規施策の打ち出し等を行う。
- ・評価結果は、議会や外部有識者による会議で報告し、意見等の取組の改善に活かす。
- ・評価対象となる全施策を総合計画の政策と関連づけることで、施策評価を通して総合計画の政策の推進を行っている。
- ・評価結果を、当該年度の事業実施や翌年度以降の予算編成作業等に活用するよう全部局に伝達し、総合計画の進捗管理を行っている。

【4 政策評価の課題の「その他」の回答】

- ・住民等への説明責任の観点からは機能していると思われるが、評価結果が次年度予算・人員等に必ずしも直結するものではないため、結果が形骸化している感がある。
- ・庁内の類似の評価制度との連携

【課題についての補足】

- ・施策と事業にそれぞれ指標を設定しているが、その関連性が必ずしも明確でない場合があり、施策評価と施策を構成する事業の評価がマッチしないケースがある。
- ・指標の中には、全国比較の視点を充実させることが求められる。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対策に注力するため、評価事務の負担軽減を図る一方で、適切に評価することも課題。
- ・負担軽減に配慮しつつ、予算への活用を形骸化させないよう評価の実効性を図ることが課題

5 政策評価の施行状況等

第2章 政策評価に関する基本方針

第4条 毎年度定める基本方針において次の事項を定める

政策評価の実施に関する基本的な方針、対象、視点、時点、方法、北海道政策評価委員会の運営、結果の反映、情報の公表、充実のために必要な措置、その他

中間評価を原則とし、政策の特性に応じて事前評価、事後評価を併せて行う

基本方針を定めるに当たっては、実施機関と協議するとともに評価委員会の意見を聴取する

基本方針は遅滞なく、これを実施機関に通知するとともに、公表する

(1) 基本方針の策定状況

① 基本方針の策定、通知状況

毎年度、法令で定める権限の範囲内において、政策評価に関する基本方針を定めることとなっており、政策評価の実施に先立ち、政策評価委員会の審議を経て、基本方針を策定している。

【H28～R2 基本方針策定状況】

年度	基本方針策定日・通知公表日
H28	H28. 7. 1
H29	H29. 6. 28
H30	H30. 6. 21
R 1	R 1. 7. 9
R 2	R 2. 7. 29

② 基本方針の施行状況

条例では基本方針において、基本的な方針、対象、視点、時点、方法、政策評価委員会の運営、政策への反映、情報の公表、政策評価の充実のために必要な措置、その他について定めることとなっており、平成28年度以降、これらの項目に関し、「見直しの方向性」に沿って、毎年度、軽微な修正は行っているものの、大きな変更は行っていない。

【条例に基づく基本方針での設定状況】

設定項目	基本方針での設定状況	内容
基本的な方針 (第2の1、2)	評価の趣旨 評価の目的	「政策の合理的な選択と質の向上」「限りある財源、人員等の効果的配分」「行政の透明性の確保と説明責任の遂行」
	評価の体系	基本評価、公共事業評価、特定課題評価
	評価の実施体制 評価の実施	一次政策評価（実施機関が行う政策評価）、二次政策評価（知事が行う政策評価）の実施
	実施方針の策定	基本評価、公共事業評価、特定課題評価の実施方針策定

	基本的な考え方	総合計画等の推進、施策・事業の改善や取捨選択、関係部局等との連携強化の推進	
対象 (第2の3)	基本評価 施策評価	総合計画の政策体系に沿って整理した施策	
	事務事業評価	予算計上されている事業及び職員配置の基礎となっている事務事業	
	公共事業評価 再評価	国が定めた再評価の要件に該当する地区及び交付金の施行地区のうち、同要件を準用した場合に該当する地区	
	事前評価	2年後に国費要望等を予定している施行地区のうち、事業費が10億円以上の地区	
	特定課題評価	<ul style="list-style-type: none"> ・H28 基金のあり方について ・H29 情報システムの利活用について ・H30 政策評価手法の効果的・効率的な運用について ・R1 分かりやすい評価制度について 	
視点 (第2の4)	基本評価 公共事業評価 特定課題評価	必要性、有効性、効率性等及び政策の特性に応じて定める	
時点 (第2の5)	基本評価	中間評価	
	公共事業評価	再評価 事前評価	
	特定課題評価	中間評価	
方法 (第2の6)	評価の 基準日	基本評価	4月1日(知事改選年度(令和元年)は8月1日)
		特定課題評価	8月1日
		公共事業再評価	8月1日
		公共事業事前評価	8月1日
	評価の手法	評価調書の作成、評価の過程において政策評価委員会から意見を聴取するなど学識経験者を有する者の知見を活用	
評価の 日程	基本評価 特定課題評価 公共事業再評価	7月 基本・実施方針 8月～10月 評価実施(一次、二次) 11月 結果とりまとめ、議会報告	
	公共事業事前評価	7月 基本・実施方針 3月～4月 評価実施 5月～6月 結果とりまとめ、議会報告	
委員会運営 (第2の7)	体制	専門委員会として、基本評価等専門委員会及び公共事業評価専門委員会を置く	
	所掌事項	基本評価	基本評価及び特定課題評価に関すること
		公共事業評価	公共事業評価に関すること
	開催方針	基本方針に関すること、政策評価制度のあり方に関する こと議会に提出する政策評価の結果に関すること	
開催日程	年3回～5回開催(専門委員会は適時開催)		
政策への反映 (第2の8)	政策への反映	政策の企画立案、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の進捗管理、重点政策の展開、事務事業の見直し等の事務改善など、道政のあらゆる分野に著実に反映	
公表 (第2の9)	情報の公表	基本方針、実施方針、評価調書、評価の結果、政策評価委員会及び専門委員会の議事録の公表	
充実のため 必要な措置 (第2の10)	調査研究等	手法の信頼性及び精度の向上等に関する調査、研究	
	職員の資質向上	説明会の開催、マニュアルの作成などを通じた資質向上	
	その他	PDCAサイクルの強化に向けた精度の改善・充実	
その他 (第2の13)	実施に必要な事項	基本方針に定めるもののほか、必要な事項は各政策評価の実施方針に定める	

第3章 一次政策評価 第4章 二次政策評価

第5条 実施方針	評価ごとに実施方針を定め、遅滞なく公表
第6条 一次政策評価の実施	実施方針に基づき、自ら一次政策評価を実施
第7条 評価調書の作成、公表等	評価調書を作成し、知事に通知するとともに公表
第8条 二次政策評価の実施	道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要と認めるものについて評価を行う
第9条 資料提出及び説明の要求	知事は実施機関に資料の提供及び説明を求めるものとする
第10条 評価調書の作成、公表等	知事は、評価調書を作成し、実施機関に通知、公表

(1) 一次政策評価、二次政策評価の実施方針の策定及び公表

毎年度、基本方針に基づき、一次政策評価及び二次政策評価における実施方針を定めることとなっている。基本評価における実施方針は平成28年度まで施策評価と事務事業評価を、個別に策定していたが、施策評価と事務事業評価の一体的な実施により、平成29年度以降、基本評価の実施方針として一体として策定している。

【実施方針策定状況】

年度	一次政策評価実施方針及び二次政策評価実施方針策定日・通知公表日			
	基本評価		公共事業評価	特定課題評価
	施策	事務事業		
H28	H28. 7. 4	H28. 7. 1	H28. 8. 1	H28. 7. 1
H29	H29. 6. 28		H29. 8. 1	H29. 7. 7
H30	H30. 6. 21		H30. 8. 1	H30. 6. 21
R1	R1. 7. 26		R1. 8. 1	R1. 7. 26
R2	R2. 7. 29		R2. 7. 29	—

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る取組に注力することから、特定課題評価を実施しないため実施方針を策定していない。

(2) 一次政策評価、二次政策評価の実施状況

平成28年度以降、一次政策評価、二次政策評価に係る実施方針に基づき、基本評価、公共事業評価、特定課題評価を実施している。

【評価の考え方】

項目	内容
一次政策評価	実施機関が、実施方針に基づき、自ら行う政策評価（自己評価）
二次政策評価	道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認められたものについて行う二次政策評価等検討チームが行う政策評価
基本評価	施策評価と事務事業評価を併せた政策評価
施策評価	行政目的の実現を目標とする方策、対策等で複数の事務事業から構成されるもの（施策）に対する政策評価
事務事業評価	個別の予算、一定の人員等から構成される行政上の活動で基礎的な単位となるもの（事務事業）に対する政策評価
公共事業評価	公共事業について、再評価及び(大規模等)事前評価を行う政策評価
特定課題評価	政策に関するその時々課題であって、知事が点検、検証等を行う必要があると認めるものに行う政策評価

① 基本評価(施策評価・事務事業評価)

ア 一次政策評価実施方針

平成 28 年度まで個別に作成していた、施策評価と事務事業評価の実施方針を、平成 29 年度からは、総合計画の政策体系との関係性や政策目標への貢献度を重視するため、「基本評価における一次政策評価実施方針」として一体化した。

また、令和 2 年度には、基本方針との重複部分(外部意見の反映、結果の反映、情報の公開、評価の充実、道民参加の推進)は削除し簡略化している。

各年度における内容は、「政策評価制度の見直しの方向性について(P4 参照)」に沿ったもので、毎年度軽微な調整は行っているものの、大きな変更はしていない。

【基本評価における一次政策評価実施方針】

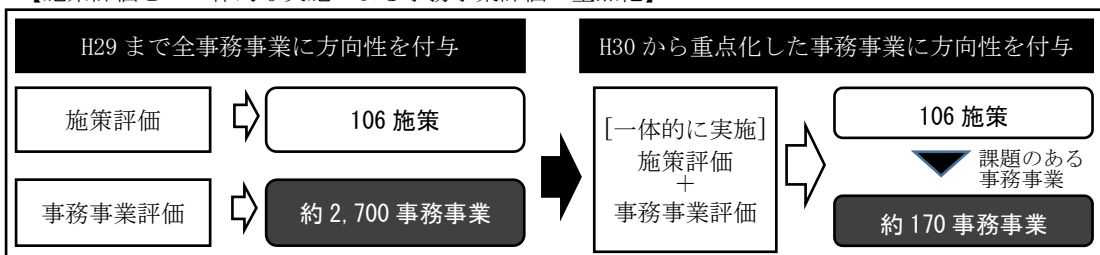
項目		内容
趣旨		条例に基づき実施方針を定める
基本的な考え方		基本方針に基づき実施方針を定める。平成 29 年度からは、総合計画に掲げる政策目標の実現に向け施策及び事務事業評価を一体的に実施
評価の対象	施策評価	総合計画の政策体系に沿って整理した施策
	事務事業評価	実施年度に計上されている予算事業及び職員配置の基礎となる事務事業
評価の単位	施策評価	目標管理型行政運営システム実施要綱に基づき、総合計画の政策体系に沿って整理された施策
	事務事業評価	施策を構成する予算事業及び事務事業
評価の視点	施策評価	施策目標の達成状況、施策間の連携状況、施策の緊急性・優先性
	事務事業評価	有効性、コスト、執行体制
評価の時点		中間評価とし、実施年度の 8 月 1 日現在の進捗状況に基づき評価
評価の実施方法 基本評価調書の作成		別に定めるマニュアルにより基本評価調書を作成し、事務局に提出
留意すべき点検事項		事務事業評価の視点により点検する他、次の事項についても点検・検証 ア 前年度に二次政策評価意見を付した事務事業 イ 行財政運営方針の行政改革の取組の推進事項に関係する事務事業
留意事項		道民への説明責任を果たすよう分かりやすく客観的に記述、企画・予算・人事の各部門が連携を強化して実施等

イ 一次政策評価方法

＜事務事業評価の重点化＞

平成 29 年度までは、施策評価(106 施策)及び全事務事業(約 2,700 事務事業)について、それぞれ方向性を付すこととしていたが、平成 30 年度からは政策目標への貢献度を重視する観点から、施策と事務事業を一体的に評価することとし、施策の成果指標等に課題があり、改善等を要する事務事業に重点化し方向性を付すこととした。

【施策評価との一体的な実施による事務事業評価の重点化】



<評価方法>

施策と事務事業評価の方法及び総合評価の判定条件は以下のとおり。

なお、平成29年度までは全ての事務事業評価を行っていたが、平成30年度からは施策と事務事業を一体的に評価することとし、施策の成果指標等に課題があり改善等を要する事務事業を選定し、翌年度の方向性を付与する方法に変更した。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案した評価とした。

【施策評価及び事務事業評価の手法】

「 施策 」	<p>① 成果指標の達成度合</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策体系ごとに整理した各指標の達成度合を判定 (A:100% ~ D:80%未満の4区分) 施策の貢献度や課題等を分析するとともに、目標達成に向けた取組方向などを記載 <p>② 取組の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策体系ごとに整理した取組の状況を4つの基準で客観的に判定 (「a:基準1を満たしており、かつ基準2~4で1つ以上満たしている。」 「b:基準1を満たしていないもの又は、基準1を満たしているが基準2~4を1つも満たしていないもの」 「c:新型コロナウイルス感染症の影響等により基準1を満たしていないもの、かつ基準2~4で1つ以上満たしている。」の3区分) 基準1 計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請を踏まえた課題等に対応しているか 基準2 国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか 基準3 道民ニーズを的確に把握し、施策推進に役立てているか 基準4 施策・部局間の連携や地域・民間との連携・協働による成果を確認できるか <p>③ 総合評価 (下記、総合評価の判定条件参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「成果指標の達成度合」と「取組の分析」を踏まえ、施策を総合評価 (「概ね順調に展開」「効果的な取組を検討して引き続き推進」「見直しや改善が必要」の3区分)
「 事務事業 (上段H29 まで/下段H30 から)」	<p>④ 次年度に向けた方向性 (H29まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策の一次評価と連動し、施策の課題等に関わる事務事業を「見直し検討」に区分 その他の事務事業は予算や組織の方向性を考慮し、統合的に区分 (「継続(現状維持/拡充/縮小/統合)」、「休止」、「廃止」、「終了」のいずれか) <p>④ 改善等を要する事務事業を選定し翌年度の方向性を付与 (H30から)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の視点で、評価対象とする事務事業を選定 <ol style="list-style-type: none"> 指標分析の結果、改善が必要な事務事業 (達成度合がCまたはD指標に関連する事務事業) 取組分析の結果、改善が必要な事務事業 (さらに取組が必要な事項に関連する事務事業、または、成果は認められるが、より一層の成果発現に向け、取組を強化する必要がある、これに関連する事務事業) 目標の達成度、社会経済情勢などを踏まえ、より効果的・効率的に取り組む必要がある (目標の達成度を踏まえ、事業のさらなる効率化(縮小など効率的な実施)が可能、社会経済情勢を踏まえ、事業の廃止(情勢変化による廃止など)が妥当) 方向性は、「改善(指標分析)」、「改善(取組分析)」、「再構築に向け縮小」、「再構築に向け統合」、「再構築に向け廃止」、「再構築に向け終了」から選択

【総合評価の判定条件】

総合評価	区分の考え方	判定条件	
		成果指標の分析	取組の分析
概ね順調に展開	目標の達成に向けて、概ね順調に取組が展開されている施策	・判定(計)が「A・B指標のみ」 又は「C指標あり」	・判定が「a」
効果的な取組を検討して引き続き推進	成果指標の達成度合や取組内容に課題等を有しており、取組内容を改善して推進する施策	・判定(計)が「A・B指標のみ」	・判定が「b」 ・判定が「c」
		・判定(計)が「C指標あり」	・判定が「c」
		・判定(計)が「D指標あり」	・判定が「a」 ・判定が「c」
		・成果指標の設定はない(判定不可のみを含む)	・判定が「a」 ・判定が「c」
見直しや改善が必要	成果指標の達成に明らかな遅れや必要な取組に着手していないなど、見直しや改善が必要な施策	・判定(計)が「C指標あり」又は「D指標あり」	・判定が「b」
		・成果指標の設定はない(判定不可のみを含む)	・判定が「b」

ウ 一次政策評価結果

<施策評価>

[総合評価の結果]

総合計画の政策体系に沿った施策に対する政策評価で、一次政策評価結果として、成果指標の分析及び取組の分析の結果を総合評価としている。

毎年度、約6割の施策が「概ね順調に展開」となっていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、「効果的な取組を検討して引き続き推進」が増加した。

なお、総合評価における取組分析で「b」判定となった施策がないことから、「見直しや改善が必要」となった施策は平成28年度以降ない。

【H28～R2の総合評価】

年度	施策数	目標の達成に向けた今年度の進捗状況		
		概ね順調に展開	効果的な取組を検討して引き続き推進 ^{※1}	見直しや改善が必要 ^{※1}
H28	106	67	39	0
H29	106	62	44	0
H30	106	63	43	0
R1	105 ^{※2}	64	41	0
R2	105	36	69	0

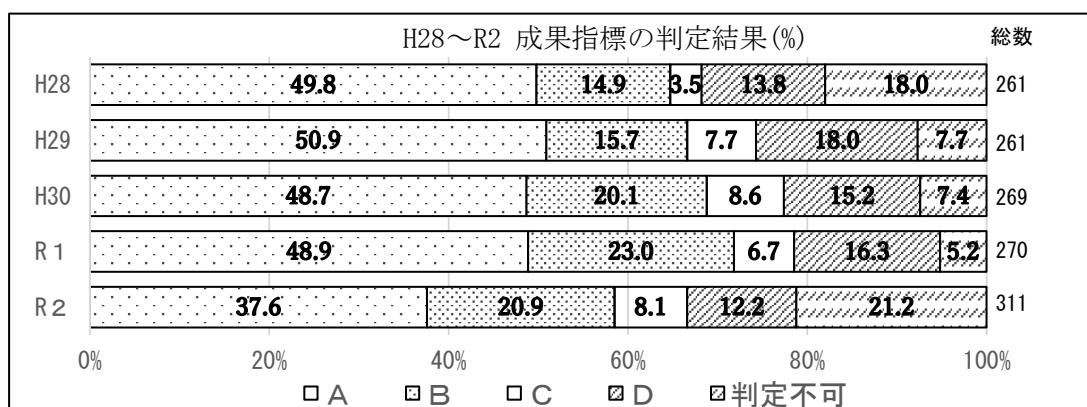
※1 H30までは、「効果的な取組を検討して引き続き推進」は「課題等はあるが引き続き推進」、であり「見直しや改善が必要」は「遅れ・未着手があり改善が必要」となっている。

※2 施策「北海道150年事業の推進」が平成30年度(2018年度)で終了したことによる施策数の減少

[成果指標の達成状況]

成果指標は、総合計画をはじめとする各計画との一体的な推進管理を行う観点から、総合計画の指標や、北海道創生総合戦略、北海道強靱化計画などの成果指標と連動し設定。直近の実績値に基づき判定を行っている。なお、令和2年度は北海道創生総合戦略などの見直しにより新たな指標が設定されたことで実績未確定による判定不可が増加した。

【各年度の成果指標の判定結果】



※ 判定不可：実績未確定や、数年に一度の実績値公表等によるもの

<事務事業評価>

事務事業に対して行う政策評価で、平成 29 年度まで、全事務事業に方向性を付与していた。平成 30 年度からは、施策評価と事務事業評価の一体的な実施を進め、施策を構成する事務事業に重点化(P13 参照)し、評価を実施している。

【H28～H29 全事務事業に方向性を付与】

年度	見直し 検討	継 続					廃止等	合計
			現状維持	拡充	縮小	統合		
H28	111	2,487	1,814	127	541	5	87	2,685
H29	110	2,528	2,050	152	323	3	84	2,722

【H30～R2 重点化した事務事業に方向性を付与】

年度	施策数	次年度に向けた方向性		
		改善(指標分析)	改善(取組分析)	再構築に向け縮小等
H30	164	122		42
R 1	170	124	33	13
R 2	296	113	173	10

※ 令和元年度より方向性を「施策推進に向け改善」を「改善(指標分析)」「改善(取組分析)」に変更した

エ 二次政策評価実施方針

平成 28 年度まで、施策評価と事務事業評価の実施方針を個別に作成していたが、平成 29 年度からは、総合計画の政策体系との関係性や政策目標への貢献度を重視するため「基本評価における二次政策評価実施方針」として一体化した。

また、令和 2 年度には、基本方針との重複部分(結果の反映、情報の公開、道民参加の推進)の削除を行い簡略化している。

各年度における内容は、「政策評価制度の見直しの方向性について(P4 参照)」に沿ったもので、毎年度軽微な調整は行っているものの、大きな変更はしていない。

【基本評価における二次政策評価実施方針(抜粋)】

項 目		内 容
趣旨		道政の統一性を確保し、総合的な推進を図る観点から条例に基づき実施
基本的な考え方		一次政策評価の実施方針の「基本的な考え方」を踏まえるとともに、政策目標への貢献度や実効性の確保を重視した点検・検証 ※平成 28 年度の事務事業評価は「行財政運営方針」に掲げた推進事項を着実に推進するため、徹底した事務事業の見直しを行うものとする
評価の対象 施策評価		一次政策評価を行った施策
事務事業評価		一次政策評価を行った事務事業及び二次政策評価の視点により該当する事務事業
評価の視点及び方法		総合計画などの関連する計画及び知事公約並びに行財政運営方針等を踏まえ、これらの着実な推進により重点的な点検・検証
(1) 重点的な視点	施策評価	施策目標の達成状況、施策間の連携状況、施策の緊急性・優先性
	事務事業評価	事務事業の有効性、前年度二次評価意見を付した事務事業、行財政運営方針の行政改革の取組の推進事項に関係する事務事業、特に必要と認めるもの
(2) 二次政策評価の調整		実施方法等は別に定める
(3) 評価調書の作成		必要に応じて意見を付し実施機関へ通知
意見の反映		北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会等の外部意見の活用に努める

オ 二次政策評価方法

二次政策評価実施方針の「重点的な視点」を基本的な考え方として、二次政策評価等検討チームが役割に応じて付加意見の調整を図り、二次政策評価意見の取りまとめを行う。

【二次政策評価等検討チームによる評価の役割】

区分(計画等)	二次評価チーム	評価における役割
総合計画	計画推進課	・総合計画の政策推進への貢献度を評価
知事公約	政策局	・関係計画等の推進に向けて必要となる対応などを評価 ※「取組の実績・成果」及び「次年度に向けての課題・方向性」への関連指標の達成度合、関係計画の取組の記載状況などを踏まえて評価
創生総合戦略	地域戦略課	
強靱化計画	計画推進課	
政策展開方針	地域戦略課	・各地域が行う進捗管理と、評価内容の整合性を評価
R2 重点政策	政策局・財政課	・新たな課題への対応などを踏まえ重点政策検討に係る評価
行財政運営方針	行政改革課・人事課 ・財政課・法人団体課	・行財政運営方針の「推進事項」などに係る評価

カ 二次政策評価結果

<施策評価>

一次政策評価の結果を踏まえ、二次政策評価検討チームが重点的に点検・検証し、政策目標の実現に向けて検討が必要な施策に意見の付与を実施している。

なお、平成 29 年度からは、各施策を構成する事務事業に対して一体的に意見を付している。

【H28～R2 施策評価】

年度	意見付加 施策数	施策目標の達成状況	施策間の連携状況等	施策の緊急性、優先性	
		目標達成に向けてさらなる取組が必要な施策	関連する施策間・部局間で一層の総合連携が必要な施策	緊急性が高く、優先的に取り組む必要がある施策	新たな課題等への対応が必要な施策
H28	63 (重複除く 46)	31	13	13	6
H29	6	4 施策 (10 事業)	1 施策 (1 事業)	1 施策 (1 事業)	
H30	9	5 施策 (10 事業)	—	4 施策 (4 事業)	
R 1	5	5 施策 (5 事業)	—	—	
R 2	56 (重複除く 49)	7 施策 (7 事業)	1 施策 (1 事業)	48 施策 (95 事業) (コロナ関連 44 施策 (91 事業))	

※ 平成 29 年度より各施策を構成する事務事業に一体的に意見を付しており () は、意見を付した事務事業数。

<事務事業評価>

成果指標の達成状況や前年度に二次政策評価意見を付した事務事業の検討状況などについて点検・検証。平成 29 年度から、政策目標への貢献度を重視する観点から、施策と事務事業を一体的に評価することとし、課題が認められた施策とその課題に関連する事務事業を絞り込んだ上で、一体的に意見を付すこととした。

【H28 事務事業評価】

年度	施策の推進	連携を推進	終期が設定されていない	外部監査など	前年度評価結果への対応など	合計
H28	42	44	12	10	63	181 (重複除く169)

【H29～R2 施策を構成する事務事業及びその他の事務事業評価】

年度	施策を構成する事務事業評価			その他の事務事業評価			合計
	目標の達成状況	連携状況等	緊急・優先性	事務事業や執行体制の見直し等	関与団体の自立化推進	国への要望等	
H29	10	1	1	21	11	20	52
H30	10	-	4	17	15	20	52
R 1	5	-	-	17	13	20	50
R 2	7	1	4	15	11	20	46

② 公共事業再評価

ア 一次政策評価実施方針

政策評価条例第4条で毎年度、政策評価の基本方針を定めることとなっており、基本方針に基づき、実施方針を定めている。また、国で定めた再評価の要件に準じた対象や評価の視点を定めている。

【一次政策評価実施方針】

項目	内容
趣旨	条例の規定に基づき実施方針を定める
基本的な考え方	限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証
評価の対象	(1) 国が定めた再評価の要件に該当する地区及び交付金事業の施工地区のうち、同要件を準用した場合に該当することとなる地区 (2) 事業費に大幅な変更が生じた地区 (3) その他必要と認める地区
単位	関係省庁の通知等により事業種別ごとに示された単位とする
視点	進捗状況、経済効果等、コスト縮減の取組、必要性、課題、達成見込み
時点	8月1日（ただし評価の対象により別に定めることができる）
調書等の作成・提出	評価調書を作成し期日までに提出
専門委員会への報告	対象地区のうち該当所定の様式を作成し公共事業評価専門委員会に提出
意見反映	公共事業評価専門委員会委員の意見の聴取等
留意事項	説明責任の遂行等

イ 一次政策評価方法

対象地区となった関係部局において公共事業再評価調書を作成し、事業採択前の状況、事業の実施状況、必要性や事業達成見込みなどの自己評価を行う。

【一次政策評価方法】

項目	内容
基本項目	事業種別、地区名事業費（負担割合）、事業目的・目標、事業概要、工事費内訳、総合計画での位置づけ等を記載
公共事業評価経過	事業採択や着手時期などの事業期間や事業費などを記載、また、事業費の変更等あった場合に変更理由・内容を記載
事業採択前の状況	事業採択に至る経過と背景、事業検討の手続、事業効果を及ぼす地域・対象、関連する事業を記載
事業の実施状況	進捗状況（事業計画及び実績、進捗状況（a 概ね予定どおり実施、b 事業計画等を変更し実施、c 実施に支障をきたしている）、事業効果（B/C）、コスト縮減の取組を記載
評価	必要性（a 変化はなく予定どおり推進、b 状況変化により計画に変更が必要、c 状況変化により是非を判断する必要）、事業を推進する上での課題、事業達成の見込み（a 達成が見込まれる、b 課題はあるが達成可能、c 相当の困難が予想される）、対処方針（a 継続、b 終了、c 休止、d 中止）等を記載。
備考	評価履歴や、その他の取組について記載
事業計画変更	事業期間、事業費、変更理由・内容を補足で記載

ウ 二次政策評価実施方針

道政の統一性を確保し、総合的な推進を図る観点から実施するもので、一次政策評価の実施方針で定める評価の視点と同様に行う。

【二次政策評価実施方針】

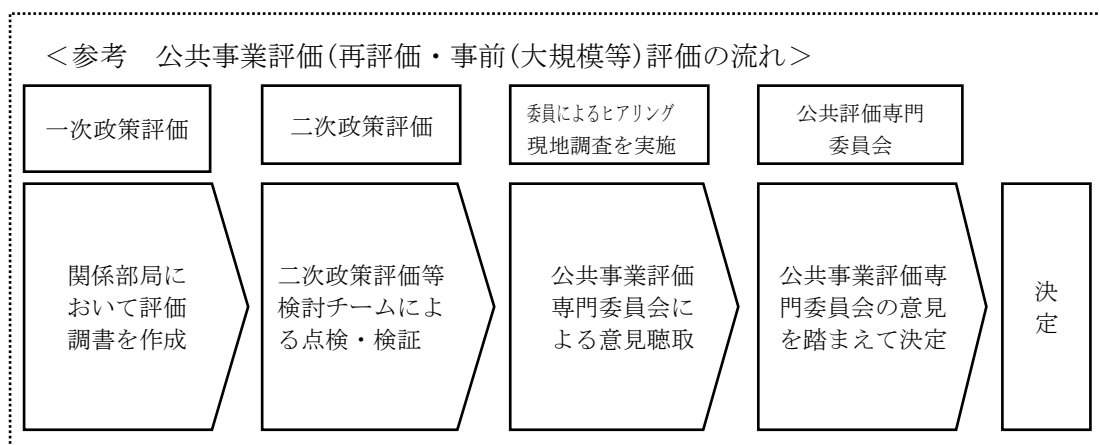
項目	内容	
趣旨	道政の統一性を確保し、総合的な推進を図る観点から実施方針を定める	
評価の対象	関係部局が再評価を行った公共事業実施地区	
評価の方法	視点	一次政策評価の視点と同じ
	実施方法	一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証
意見反映	公共事業評価専門委員会から意見を徴収する	
結果の決定	知事は、評価調書を作成し、公共事業評価専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部局へ通知	
結果の反映	予算要望を含めた事業の進め方に適切に反映させる	
その他	その他必要な事項は別に定める	

エ 二次政策評価方法

二次政策評価実施方針の評価の視点及び実施方法を踏まえ、二次政策評価等検討チームにより事業ごとのヒアリングを実施。公共事業評価専門委員会の意見を踏まえ、二次政策評価結果の公表を行う。

【二次政策評価検討チーム（再評価・事前(大規模等)評価)】

二次政策評価等 検討チーム構成員	総合政策部政策局計画推進担当局長 総務部財政局財政課長 総合政策部政策局計画推進課長 総合政策部政策局計画推進課社会資本担当課長 総合政策部地域創生局地域戦略課長
---------------------	---



オ 再評価結果

公共事業再評価における各年度の評価結果は以下のとおりとなっている。政策評価委員会の意見が平成 28 年度、平成 30 年度の評価対象地区に付されている。また、平成 29 年度、平成 30 年度には公共事業評価全般に対する意見が付されている。

【H28～R2 の公共事業再評価結果】

年度	事業種別	地区数	一次評価	二次政評価	付帯意見
H28	水産林務部	6	継続	継続	【通常砂防事業費(社会資本整備総合公費金)居辺川地区】 通常砂防事業の整備を進めるにあたり、引き続き環境保全団体等と、事業目的や整備手法、環境面の配慮等に係る情報の交換や共有化に努めること
	建設部	26	継続	継続	
	建設部 (道路改築事業費)	1	中止	中止	
H29	農政部	1	継続	継続	【公共事業評価全般】 当初計画から、事業期間が延伸となり長期化している地区が多くみられるため、事業効果の早期発現を確保する観点から、「選択と集中」の視点に立った予算配分など必要な検討を行い、効率的・効果的な事業の執行に努めること
	水産林務部	1	継続	継続	
	建設部	30	継続	継続	
H30	農政部	2	継続	継続	【公共事業評価全般】 事業の実施に当たっては、さらなるコスト削減や効率的な整備を徹底すること 【広域河川改修事業費・河川総合流域防災事業費全般】 水系単位で整備効果が発現する河川事業など、事業が長期化している地区については、社会経済情勢や事業の進捗状況を的確に把握し、より一層地域の実情に応じた事業計画となるよう努めるほか、事業の早期完成を目指すこと
	建設部	46	継続	継続	
R 1	建設部	29	継続	継続	—
R 2	農政部	1	継続	継続	【道営土地改良事業費(水利施設整備事業(基幹水利施設整備型))】 道営土地改良事業の計画策定に当たっては、事業採択後に大幅な変更が生じないよう現地の状況把握や関係機関との連携・協議を十分に行い、事業内容や事業費積算の精度向上を図ること 計画排水量の算出に当たっては、指針やマニュアル等に位置付けられた資料だけでなく、最新の気象データや信頼性の高いデータと比較して、より地域特性に合ったデータを採用するなど、事業目的が十分に達成されるよう検証方法を検討すること 整備後の耐用年数期間内において施設機能の低下が生じないよう、将来の維持管理方法等を十分に検討すること
	水産林務部	1	継続	継続	
	建設部	25	継続	継続	

③ 公共事業（大規模等）事前評価

ア 一次政策評価実施方針

政策評価条例第4条で毎年度、政策評価の基本方針を定めることとなっており、基本方針に基づき、実施方針を定めている。また、国が定めた事前評価実施要領等に準じた対象や評価の視点を定めている。

【公共事業事前評価一次政策評価実施方針】

項目	内容
趣旨	条例の規定に基づき実施方針を定める
基本的な考え方	限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った新規採択事業・地区の点検・検証
対象	(1) 要望年度に国による事業採択等を予定している施工地区のうち事業費が10億円以上の地区 (2) 要望年度以降に国による事業採択等を予定している施工地区のうち、法令による手続以前に事前評価が必要と認められ、事業費が10億円以上の地区 (3) 事業計画の変更など特別な理由により事前評価の必要が生じた10億円以上の地区 (4) その他、必要と認める地区
単位	関係省庁の通知等により事業種別ごとに示された単位
視点	必要性、適切性、代替案の検討、緊急性・優先性、環境への影響・配慮、妥当性、事業効果、事業特性による特記事業
時点	事前評価とし、3月1日(これによりがたいものは別途定める)
調書等の作成・提出	評価調書を作成し期日までに提出
意見反映	公共事業評価専門委員会委員の意見の聴取等
留意事項	説明責任の遂行等
結果報告	事前評価の対象となった地区について、事業採択の状況や事業採択時点の事業計画等を公共事業評価専門委員会に報告
変更の報告	上記のうち事業費に1/2以上または10億円以上の増減が生じた地区は、併せて変動理由等を公共事業評価専門委員会に報告
事業完了後報告	事業評価の対象となった地区は、事業完了の一定期間経過後に事業完了後における地区の状況や事業効果等を公共事業評価専門委員会に報告

イ 公共事業事前評価一次政策評価方法

対象地区となった関係部局において公共事業事前評価調書を作成し、必要性、適切性、代替案の検討などの自己評価を行う。

【一次政策評価実施方法】

項目	内容
基本事項	事業種別、地区名、事業費(負担割合)、事業目的・目標、事業概要、工事費内訳、総合計画での位置づけ等を記載
評価	必要性、適切性、代替案の検討、緊急性・優先性、環境への影響・配慮、妥当性、事業効果(B/C)、事業特性による特記事項を記載
今後の対処方針	対処方針(a 要望を行うことは妥当、b 要望に当たって検討を要する、c 要望を行うことは妥当でない)を記載

ウ 二次政策評価実施方針

道政の統一性を確保し、総合的な推進を図る観点から実施するもので、一次政策評価の実施方針で定める評価の視点と同様に行う。

【二次政策評価実施方針】

項目	内容	
趣旨	道政の統一性を確保し、総合的な推進を図る観点から実施方針を定める	
評価の対象	関係部局が事前評価を行った公共事業の事業採択等予定地区	
評価の方法	視点	一次政策評価の視点と同じ
	実施方法	一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証
意見反映	公共事業評価専門委員会から意見を聴取する	
結果の決定	知事は評価調書を作成し、公共事業評価専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部局へ通知	
結果の反映	予算要望等を含めた事業の進め方に適切に反映させる	
その他	その他必要な事項は別に定める	

エ 評価結果

評価結果は以下のとおりとなっている。政策評価委員会の意見が平成27年度、平成29年度、平成30年度に付されている。なお、事前評価の評価時点が評価実施の前年度であり、評価対象年度と評価結果年度にずれが生じる。

【H27～R1の公共事(大規模等)業事前評価結果】

年度	事業種別	地区数	一次評価	二次評価	付帯意見
H27	農政部	23	要望を行うことは妥当	要望を行うことは妥当	【水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)】 農業用水利施設の改修にあたっては、ライフサイクルコストについてしっかりと検証を図ること 【地域用水環境整備事業(小水力発電整備)】 小水力発電の事業実施にあたっては、収支見通し等について、関係自治体と共に検討すること
	建設部	1			
H28	農政部	17	要望を行うことは妥当	要望を行うことは妥当	-
	水産林務部	8			
	建設部	3			
H29	農政部	21	要望を行うことは妥当	要望を行うことは妥当	【農地整備事業(経営体育成型)(砂浜東第1)】 【農地整備事業(経営体育成型)(西篠津南)】 農地整備事業については、費用便益を算出する期間内に施設等に再度の整備が生じないよう整備の内容や維持管理について工夫すること 【草地畜産基盤整備事業((草地整備型)公共牧場整備事業)(ふらの)】 整備地区が広域であることから、発注形態を検討するなどコストの管理に十分留意すること 【草地畜産基盤整備事業((草地整備型)公共牧場整備事業)(中頓別)】 【草地畜産基盤整備事業((草地整備型)公共牧場整備事業)(枝幸)】
	水産林務部	3			

	建設部	10			<p>今後、隣接する地区において、草地畜産基盤整備事業((草地整備型)公共牧場整備事業)を計画する場合には、効率的な事業実施の観点から広域的な施設整備についても検討すること</p> <p>【道路改築事業(釧路空港インター線(仮称))】</p> <p>事業の効果については、費用便益として評価する項目の内容やこれ以外の事業効果についてもわかりやすく示すことを検討すること</p>
H30	農政部	22	要望を行うことは妥当	要望を行うことは妥当	<p>【道営土地改良事業費(水利施設等保全高度化事業(特別型(畑地帯担い手育成型)))(網走南部西第2)】</p> <p>本事業で整備する農作業準備休憩施設については、公共財としての性格がより高まるよう、利用方法等を工夫すること</p> <p>【道路改築事業費(きたひろしま総合運動公園線(仮称))】</p> <p>当事業については、北海道政策評価委員会の審議内容を踏まえ、付帯意見を付すものとし、厳格な履行を求める</p> <p>(1)当事業の実施に当たっては、関係する事業者等と協議の場を通じて密接に連携協議し、求められる事業の目的や公共性を確保するとともに、道民に対し十分な説明責任を果たすこと</p> <p>(2)きたひろしま総合運動公園の整備等に大きな変更が生じた場合は、適宜、政策評価の対象とする。</p> <p>(3)環境調査の結果を踏まえ、地形改変の影響を受ける希少な動植物は可能な限り移植等の保全措置を講じ、自然環境への負荷は最小限にとどめるよう配慮すること。また、自然環境を監視する協議会等を設立し、保全措置の実効性を高めること</p>
	建設部	4			
R1	農政部	22	要望を行うことは妥当	要望を行うことは妥当	-
	建設部	7			

④ 特定課題評価

政策に関するその時々課題であって、知事が点検、検証等を行う必要があると認めるものに関して行う政策評価で、毎年度、テーマに応じた実施方針を作成し評価を実施している。

ア 平成 28 年度テーマ「基金のあり方について」

厳しい財政状況の中、社会経済情勢の変化等に対応し、適正かつ効率的に道費を活用する観点から「基金のあり方について」、点検、検証等を行うもので、道が設置した取崩し型基金(2基金)、果実運用型基金(8基金)、定額運用基金(1基金)を評価対象とし、以下の実施方針に基づき評価を実施した。

【実施方針】

項目		内容
評価の対象	対象テーマ	基金のあり方について
	対象基金	道が設置する全ての基金について書面による調査審議を行った上で、次に掲げる11基金を評価対象として選定した。 ア取崩し型基金(2基金) イ果実運用型基金(8基金) ウ定額運用基金(1基金)
対象となる部局		知事(関係部)
評価の時点		8月1日
評価の手法		一次政策評価、二次政策評価を実施。また、評価対象である事務事業について、専門委員会による公開ヒアリングを実施し、その結果を一次政策評価に反映
評価の視点		① 過去の執行実績等を踏まえた将来の需要見込みの妥当性 ② 運用方法の効率性・妥当性 ③ 基金規模の妥当性 ④ 事業を基金方式により実施する必要性 ⑤ 今後の方向性

【評価結果】

評価対象基金		方向性	評価
取崩し型基金	循環資源利用促進税基金	基金継続	現状維持
	国民健康保険広域化等支援基金	基金廃止	事業廃止
果実運用型基金	北方領土隣接地域振興等基金	基金継続	現状維持
	環境保全基金、少年スポーツ振興基金	見直し検討	-
	地域福祉基金、文化基金		
	中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金		
	農業・農村ふれあい基金		
森林整備担い手基金			
定額運用基金	市町村振興基金	基金継続	規模縮小

【評価意見】

基金名	評価意見
市町村振興基金	近年の貸付実績や将来の需要見込みを正確に把握した上で、適正な基金規模となるよう基金規模の縮減を図ること
方向性が「見直し検討」の7基金	低金利の状況のもと、基金設置時に想定していた運用益が得られておらず、事業内容が限定されている状況を踏まえ、条例制定時の経緯や基金のあり方見直しによる具体的な影響などを見極めた上で、金利情勢に左右されない、長期・安定的な事業実施について検討すること

イ 平成 29 年度テーマ「情報システムの利活用について」

行財政運営方針(平成 28 年 3 月策定)の推進事項である「ICT を活用した業務の効率化と情報共有の推進」を図るため、道の情報システムの利活用状況や課題等について、点検・検証を行い、今後の方向性を整理した。

【実施方針】

項目	内容
評価の対象 テーマ	情報システムの利活用について
対象情報システム	道が運用している情報システム及びその他システムのうち、次の要件のいずれかに該当するシステム。 ア 道が管理者となっている情報システム イ 道が管理者となっている(情報システム以外の)システム ウ 国等の機関が開発又は管理者となっている情報システム エ 国等の機関が開発又は管理者となっている(情報システム以外の)システム
対象システム数	149 システム 189 機能 (情報システムが複数の機能を有する場合、機能ごとに評価を実施)
対象となる部局	知事(各部、出納局)、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公営企業管理者、病院事業管理者
評価の時点	8 月 1 日
評価の手法	一次政策評価、二次政策評価を実施。また、基本評価等専門委員会による一次政策評価(案)について審議を行うほか、二次政策評価の対象となる情報システムについて公開でヒアリングを実施
評価の視点	利活用の状況、導入目的の達成状況、運用コストの妥当性、セキュリティ対策

【評価結果】

二次政策評価は、実施機関が一次政策評価を行った 149 情報システム等のうち、全職員が利用者となる全庁共通のシステム、不特定多数の外部利用者が申請、届出及び入札等の手続を行うシステムに該当する 7 システムについて、評価意見(評価結果)を付しました。

【評価結果】

対象システム	二次政策評価結果
人事給与システム	①人事、給与関係業務の電算化等、簡素・効率化を推進 ②他システムとの連携による簡素・効率化の検討 ③アカウント管理の効率化の検討
総合文書管理システム	①電子決裁率の向上に向けた取組の推進 ②他のシステムとの共有などについて検討 ③モバイルアクセス機能の導入を検討 ④アカウント管理の効率化の検討
北海道電子自治体共同システム	①操作性・利便性の改善。電子申請案件の電算処理化を図るため、他のシステムの連携
行政情報コミュニケーションシステム	①スケジュール機能等の利用率の向上に努めること ②モバイルアクセス機能の導入の検討 ③アカウント管理の効率化の検討
地域をつなげるネットワーク	①システムの利活用拡大に向けた取組の実施
北海道財務会計トータルシステム	①システムの見直し ②財務規則の検証・見直しも含めた財務会計業務の更なる電子化・電算化
電子調達システム	①利便性の向上など業務の効率化、関係部局と連携し利用拡大に向けた取組 ②他システムの連携を図ることによる会計事務の効率化

ウ 平成 30 年度テーマ「政策評価手法の効果的・効率的な運用について」

行財政運営方針の推進事項である「評価事務の改善に向けた重点化、効率化の推進」を図るため、「政策評価手法の効果的・効率的な運用について」をテーマとして、平成 30 年度の基本評価の実施手法などについて、点検・検証を行い、今後の方向性を整理した。

【実施方針】

項 目		内 容
評価の 対 象	テーマ	政策評価手法の効果的・効率的な運用について
	対象	今年度の基本評価の実施手法など
評価の時点		8 月 1 日
評価の視点		① 今年度の見直しの考え方 ② 今年度の評価手法（対象選定） ③ 翌年度の方向性の考え方 ④ その他、政策評価のさらなる質の向上に向けた運用方法の改善点など

【評価結果、今後の対応】

評価結果	<p>今年度の評価手法は概ね妥当であるが、次の点を踏まえ、評価事務の改善を図っていくことが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果指標分析と取組分析による総合評価については、評価区分の表記方法など、施策の状況を、より適切に示すものとなるよう検討すること。 ・ 事務事業評価の一次政策評価結果に付与する「翌年度に向けた対応方針（方向性）」については、当該事務事業の方向性を、よりの確に表すことができるよう検討すること。 ・ 施策に力点を置いた評価を一層推進し、より効果的・効率的な評価手法となるよう、継続した見直しを進めること。
今後の対応	<p>道では、この評価結果を受け、次年度以降、適宜、必要な検討を行うなど、引き続き、政策評価事務のさらなる質の向上に向けた取組を進めていきます</p>

エ 令和元年度テーマ「分かりやすい政策評価制度について」

「分かりやすい政策評価制度について」をテーマとして、評価を通じて政策の推進状況をより明確にするとともに、そうした情報の効果的な公表を行うため、評価調書の改善や新たな公表資料の作成などに取り組んだ。

【実施方針】

項目		内容
評価の 対象	テーマ	分かりやすい評価制度について
	対象	基本評価制度等
評価の時点		8月1日
評価の視点		<ul style="list-style-type: none"> ① 評価に関する情報を分かりやすく道民等に提供されているか ② 総合計画や施策目標の達成に向け、より効果的な評価制度となっているか ③ 評価事務におけるプロセスが効率的になっているか

【政策評価委員会意見】

検討事項	委員会意見
①評価結果の公表の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画の進捗状況をより明確にし、道民に適切に提供するため、計画に掲げる目標とその達成に向けた施策の取組状況の関係が客観的かつ効果的に把握できるものとなるよう工夫・改善すべき ・ 評価調書の公表に当たっては、既存の詳細な評価調書に加えて、施策の現状と課題や主な取組、評価結果など道民にとって重要性が高い項目に絞ったものを作成し、道民の行政への参加意識の高揚と説明責任の向上に資するものとすべき
②評価調書の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の推進状況についてより透明性を高めるため、評価調書の文章表現や表記方法などについて「見せる工夫」を凝らし、利便性をさらに高める内容とすべき ・ 評価の客観性を確保するため、成果指標についてはその推進状況の要因を具体的に深掘りするなど、一層の状況把握に努めるべき

【政策評価の結果】

検討事項	内容
①評価結果の公表の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合計画に掲げる政策の推進状況をより明確にする「新たな公表資料」の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価調書の施策評価(105本)を総合計画の「政策の方向性」(53本)単位に再整理 ・ 重要項目に絞った構成とし、図表を活用した視覚的な表示の実施
②評価調書の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価調書の改善による道民への説明責任の更なる確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡潔明瞭な文章による記載方法の統一や、施策の推進体制をスキーム図で表記するなど見せ方の改善 ・ 成果指標の進捗状況に関する内部要因・外部要因に分けた分析の実施

第5章 道民参加の推進

第11条 道民の意見 政策評価制度や結果など道民意見を聴取する機会に努める

第12条 政策評価への反映 道民意見の適切な反映に努め、毎年度、反映状況を公表

(1) 道民意見募集

毎年度、政策評価結果を公表にあわせてアンケート調査を実施するとともに、随時道民意見を受け付けている。意見募集の方法としては、HPでの意見募集と、道庁や各振興局庁舎でのアンケート箱設置などにより実施。

平成28年度においては、北海道の採用セミナーでアンケートを配布したことにより学生からの回答が大半を占めている。

【意見募集状況】

年度	募集方法	募集時期	回答数
H28	① インターネット調査 ② 道施設でのアンケート用紙配置 ③ 道主催イベントでのアンケート配布	H29. 1. 11～H29. 3. 15	436
H29	① インターネット調査 ② 道施設でのアンケート用紙配置	H30. 1. 12～H30. 2. 28	10
H30	① インターネット調査 ② 道施設でのアンケート用紙配置	H31. 1. 28～H31. 2. 28	1
R1	① インターネット調査 ② 道施設でのアンケート用紙配置	R2. 1. 27～R2. 2. 28	2

(2) 道民意見及び対応状況

道民意見としては、評価手法や仕組み、政策評価結果の公表の仕方などに対する意見が多く寄せられた。これまでに寄せられた主な意見と、対応状況については以下のとおり。

【意見及び対応状況】

年度	区分	意見	対応状況
H28	評価手法	・ 何を評価して、その結果どうしたいのかが伝わってこないのので、誰にでもわかるシンプルなものにした方が良い。目的が評価することになっているのでは。他2件	・ 成果指標の達成状況に加え、施策の進捗状況の全体分析を行い、評価を行っているところですが、実効性のあるものとなるよう、引き続き、改善に取り組んでいきます。
	目標・指標などの具体の根拠に基づく評価	・ 一見したところ、適格な目標指標ではないものが見受けられる。指標の設定については、多くの人が納得出来るようなものにした方が良い。他1件	・ 目標・指標について、新たな指標を設定するなど、より適切なものとなるよう、引き続き検討を進めていきます。
	評価結果	・ 概ね順調に展開、課題等はあるが引き続き推進、遅れなどがあり改善が必要、という指標が分かりにくい。他1件	・ 評価結果について、課題や遅れがあるものについては、その内容を具体的に記載するなど、より分かりやすいものとなるよう、継続して改善に取り組んでいきます

	連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 実際のところ、どのように連携して、どのような効果があるのか不明。他1件 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画に掲げた政策の着実な推進に向けて、関連する施策や関係部局間の連携状況に重点を置いた評価となるよう継続して取り組んでいきます。
	評価調書の一本化	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の評価を見ても分野が広すぎて細かすぎるので、施策評価とどのように連動していて、どう評価して良いのか分かりにくい。一体化した趣旨が伝わりにくいので、一緒にする必要はないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 施策目標の実現により一層寄与するよう事務事業評価と施策評価の連動を図っているところですが、評価調書の見直し等を通じ、より分かりやすいものとなるよう、継続して改善に取り組んでいきます。
	公表様式	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書は文章と表のみで構成されており、とても一般道民に読んでもらうような体裁ではない。また、北海道政は国政や市町村政と比較して、一般住民にはあまり接点を感じられないことが多いため、その点を踏まえた報告書の作成をお願いしたい。他1件 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書の公表内容について、より分かりやすいものとなるよう、見直しを進めていきます。
	PR方法	<ul style="list-style-type: none"> さらにわかりやすい発信、表現があると良い。HP上で施策ごとにPDFファイルを閲覧できる点は、みたい項目をすぐ見られるので良いと思う。他3件 	<ul style="list-style-type: none"> 公表手法についてより多くの道民の皆様へ周知が図られるよう改善していきます。
	報告書の公表場所	<ul style="list-style-type: none"> もっと手段を増やした方が良い。他2件 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書は多くの道民の皆様にご覧いただくため、道のホームページへの掲載をはじめ、行政情報センターや総合振興局等の行政情報センターに設置しております。今後、設置場所の増設などについて検討してまいります。
	アンケート手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査は、広報、ツイッター、ブログ、メルマガ等様々な方法でより周知が必要だと思います。今まで存在を知りませんでした。そのような方が大半だと思います。他5件 	<ul style="list-style-type: none"> より分かりやすいものとなるようアンケート内容を見直すなど、いただいたご意見を基に、改善に取り組んでいきます。
H29	施策間や部局間などの連携	<ul style="list-style-type: none"> もっと早くわかりやすく 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、行政サービスの質の維持向上に向け、いただいたご意見も参考とし、継続して取り組んでまいります。
	特定課題評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> 知事部局と教育委員会等の執行機関の連携について。他2件 	<ul style="list-style-type: none"> 課題の設定にあたり、いただいたご意見も参考とし、テーマを選定してまいります。
	意見募集の手段	<ul style="list-style-type: none"> 設問が分かりにくい。誰でも答えられるような内容になっていない設問ごとに具体的な政策を表示し、それを評価した方が望ましい。他1件 	<ul style="list-style-type: none"> 設問の設定など分かりやすいものとなるよう、いただいたご意見も参考とし、改善に取り組んでまいります。
H30	評価の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> この意見募集をパブリックコメントの形を取らないのは、不適切である。道のTOPページの募集欄にUPしても、5日も経てば、過去記事 	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する意見募集」は、評価の仕組みや今年度の各評価結果に対する意見募集であり、パブリックコメントの形を取っていない

		に隠れて気づかれもしない。パブリックコメントのページの下に意見募集通の固定リンクを設けるべきである。	ところですが、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
	政策評価制度や今年度の各評価の結果について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策に対する意見 3 件 ・ 公共事業に対する意見 1 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいたご意見につきましては、関係部署に伝達し、今後の参考とさせていただきます。
R1	評価の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価があったこと自体を知らない。他 1 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価の認知度を向上するため、道政広報媒体を活用するなど、より積極的な情報発信に取り組んでいきます。
	特定課題評価のテーマについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各振興局や地域の市役所等の庁舎を、総合庁舎として統合するなどし、建物にかかる費用を関係機関で案分してはどうか。他 1 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の設定にあたり、いただいたご意見も参考としながら、テーマを選定していきます。
	政策評価制度や今年度の各評価の結果について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果が分からないので、意見の言いようがない。他 1 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果の公表内容については、より分かりやすいものとなるよう、不断の見直しを進めていきます。

第6章 北海道政策評価委員会

第13条 設置	政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実を図るため、知事の附属機関として政策評価委員会を設置
第14条 所掌事務	実施機関の諮問に応じ、政策評価の実施及び制度に関し調査審議政策評価の制度の在り方について知事に意見を述べることができる
第15条 組織	政策評価委員は15名以内で組織（任期2年） 道政に関し優れた識見を有する者から、知事が任命
第16条 会長及び副会長	政策評価委員会に会長及び副会長を置く（互選）
第17条 参与	参与を置くことができ、調査審議に参画できる
第18条 専門委員会	北海道政策評価委員会規則で定めるところにより、専門委員会を置く

```

graph TD
    A[政策評価委員会] --- B[基本評価等専門委員会]
    A --- C[公共事業評価専門委員会]
    
```

第19条 委任	政策評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める
----------------	-------------------------------

(1) 政策評価委員会の開催状況

毎年度、政策評価委員会に加え、専門委員会として基本評価等専門委員会と公共事業評価専門委員会を開催している。基本評価等専門委員会では、基本評価及び特定課題評価に関する審議を行い、公共事業評価等専門委員会では公共事業再評価、事前評価に関する評価対象地区に関する審議を行っている。政策評価委員会では、毎年度の基本方針や議会に提出する政策評価の結果に関することを審議することとなっている。

【政策評価委員会及び基本評価等専門委員会の開催状況】

年度	政策評価委員会	基本評価等専門委員会	公共事業評価専門委員会
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回(5.25) 公共事業評価の結果 ・ 第2回(6.13) 会長副会長選出 専門委員の指名 基本方針(案) ・ 第3回(11.15) 政策評価結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回(6.13) 委員長副委員長選出 実施方針(案) ・ 第2回(9.1) 特定課題評価公開ヒアリング ・ 第3回(10.14) 基本評価経過報告 特定課題評価意見(案) ・ 第4回(11.15) 政策評価結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回(5.19) 事前評価対象地区審議 ・ 第2回(7.27) 委員長副委員長選出 再評価追跡確認地区報告 事前評価対象地区報告 実施方針(案) 対象地区の分担 ・ 第3回(11.4) 再評価対象地区審議 ・ 第4回(2.21) 過年度対象地区完了後報告 事前評価対象地区
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回(5.29) 公共事業評価結果 ・ 第2回(6.13) 専門委員の指名 基本方針(案) ・ 第3回(11.13) 政策評価結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回(6.13) 実施方針(案) ・ 第2回(9.12) 特定課題評価公開ヒアリング ・ 第3回(10.10) 基本評価経過報告 ・ 第4回(10.31) 特定課題評価 ・ 第5回(11.13) 政策評価結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回(5.19) 事前評価対象地区審議 ・ 第2回(7.24) 事業採択結果報告 実施方針(案) 対象地区の分担 ・ 第3回(10.24) 再評価対象地区審議 ・ 第4回(2.19) 過年度対象地区完了後報告 委員意見に関する報告

H30	<ul style="list-style-type: none"> 第1回(5.25) 公共事業評価結果 委員会運営要領改正 第2回(6.13) 会長副会長選出 専門委員の氏名 基本方針(案) 基本評価結果への対応 第3回(11.7) 政策評価結果 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回(6.13) 委員長副委員長選出 実施方針(案) 第2回(10.16) 評価手法 基本評価 第3回(11.7) 政策評価結果 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回(5.22) 事前評価対象地区審議 第2回(7.20) 委員長副委員長選出 事業採択結果報告 実施方針(案) 対象地区の分担 第3回(10.23) 再評価対象地区審議 第4回(2.1) 事業完了後報告 事前評価対象地区
R1	<ul style="list-style-type: none"> 第1回(5.27) 公共事業評価結果 第2回(7.18) 基本方針(案) 基本評価結果への対応 第3回(11.7) 政策評価結果 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回(7.18) 実施方針(案) 第2回(9.17) 特定課題評価 第3回(10.7) 特定課題評価 一次政策評価 第4回(11.7) 政策評価結果 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回(5.17) 事前評価対象地区事前報告 事前評価対象地区審議 第2回(7.24) 事後採択結果報告 実施方針(案) 対象地区の分担 事前評価対象地区審議 第3回(10.21) 再評価対象地区の審議 第4回(2.6) 事業完了後報告 事前評価対象地区分担

(2) 政策評価委員会での評価制度への意見

政策評価委員会では、これまで評価制度や評価の手法、成果指標の適切性、道民への公表方法等に関し、意見を踏まえて、評価制度や手法、公表方法等に適宜反映させている。

【政策評価制度への委員会意見】

年度	区分	意見
H28	評価制度	評価の見直しは現場の作業量が明確に減るという視点でやっていただく必要がある。そのためには、客観指標となる数字をベースに評価を実施し、数字が悪くなければ評価に労力をかけないことが基本。指標が良いときには、作業にあまり手間をかけないことを、是非、道内部で徹底してもらいたい。
	成果指標	施策にあった指標ではない場合があり、評価調書を見たときの違和感は、道民の皆さんも持つと思うので、施策にあった指標の設定を進めてもらいたい。
	評価調書	<ul style="list-style-type: none"> 読む人のことを考えると、概要にも、重点的な視点として、どういうポイントで二次評価をしているのかを端的に書くと良い。 事業全体の中で、市町村を支援するのか、それとも自ら実施するのか、(道がどのような役割を果たしているのか) といった切り分けが見えない。
H29	評価制度	施策評価と事務事業評価が連動しない場合もあり得ると思う。例えば、施策評価で悪い評価がついても、事務事業の一つひとつを見ると悪くない場合も想定される。そのときに、評価委員会でのどのような判断をするのか、どのような問題提起ができるのかが非常に難しいと感じている。
	評価手法	<ul style="list-style-type: none"> 施策で取り組んだプロセスや実績が抜けていると評価できないので、明確に記載すべき。 施策の実現に向けた「施策目標」に対応して取り組んでいるかどうか、指標の設定や施策間連携も含め、判断できるような記載とすべき。

	成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 直接的な取組手段を指標にして取り組めば達成ということではなく、施策の最終目標がどのように達成されるのか、取組段階をフォローアップするような指標が必要。 指標の目標値が国の指針や基準に基づく場合においても、市町村や民間の力を借りるなどし、道の考え方として最終目標を設定すべき。 達成度合がDである場合についても、状況説明だけではなく現場の実態や今後の動きなどを調書に反映するなどの工夫が必要。 本来は少ない指標で判断できるほうが良いが、主要指標一つだけで上手く説明できる段階ではないので、内部プロセスを踏まえ、もう少しきめ細かく指標のプロセスを見ることができるようになるべき。
H30	評価制度	約 2700 の事務事業から数 100 事務事業に選定した結果、選定から漏れた事務事業が、何年も見直しをされずに残ることがないように配慮すべき。
R1	評価調書の様式関係	<ul style="list-style-type: none"> 文字だけではなくグラフや図等を活用すると理解しやすい。 道民が読みやすく理解しやすい評価調書にすべき。 評価によって現場が疲弊してはならないので簡素化の流れはよい。 現在の評価調書は施策を詳しく知る際には適している。 評価調書の様式に対して意見を言う場が必要。
	成果指標関係	<ul style="list-style-type: none"> 評価は成果指標で客観的に図ることで信頼性を確保できるので、指標の設定は重要。 施策の達成状況を把握する成果指標について、指標が適切ではないものもある。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会での審議では、今年は〇〇部の施策など、絞っても良いのではないか。

(3) 政策評価委員会意見への対応状況

政策評価委員会からの政策評価制度への意見を踏まえ、評価手法や評価調書の様式等の改善に取り組んだ。対応状況は、以下のとおり。

【委員会意見への対応状況】

区分	対応状況
評価制度	施策に設定されている指標に課題のあるものなどに関連する事務事業について方向性を付すなど、事務事業評価の重点化を行った。
指標	<ul style="list-style-type: none"> 指標については、総合計画や北海道創生総合戦略、北海道強靱化計画などの推進管理も兼ねていることから、これらで用いられている指標を中心として設定し、毎年度、見直しを行ってきた。 指標の結果を内的要因、外的要因にわけて分析したほか、過去3年の指標の推移の記載を行った。
評価様式の改善	施策の取組状況を明らかにする現在の評価調書について、重複部分の削除やレイアウトの変更により読みやすく理解されやすいよう改善を行った。
新たな公表様式の作成	<ul style="list-style-type: none"> 国、道、市町村、民間との役割分担が分かるようスキーム図で示した。 道民への説明責任を一層確保するため、評価と総合計画の関連性を明確にする新たな公表資料「総合計画施策推進状況」を作成し、施策間や部局間の連携状況をスキーム図で示した。
その他	審議の方法については、引き続き、より効果的な政策評価の実施に努める。

北海道政策評価条例

平成14年3月29日条例第1号
 改正 平成17年3月31日条例第35号
 改正 平成21年3月31日条例第53号
 改正 平成22年3月31日条例第7号
 改正 平成29年3月31日条例第15号

目次

前文	
第1章	総則（第1条—第3条）
第2章	政策評価に関する基本方針（第4条）
第3章	一次政策評価（第5条—第7条）
第4章	二次政策評価（第8条—第10条）
第5章	道民参加の推進（第11条・第12条）
第6章	北海道政策評価委員会（第13条—第19条）
第7章	雑則（第20条・第21条）
附則	

行政においては、政策の客観的な評価は困難であると永らく考えられてきた。平成9年、道は、このような既成の意識を乗り越え、時代の変化を踏まえた施策の再評価を行うことを目的とする時のアセスメントを実施し、この制度は、我が国の行政における政策評価導入の先駆けとなった。

さらに、道は、時のアセスメントの精神を道政全般に拡大し、すべての政策を対象に客観的かつ厳格な評価を行うことを目的に、政策アセスメント制度の研究開発と導入を進めてきた。

道民から負託された道政を効果的かつ効率的に運営していくためには、政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある財源、人員等を効果的に配分するとともに、道民の行政への参加意識の高揚にこたえ、その信頼を得ていくためには、道政について、その透明性を高め、道民に説明する責任を果たしていかなければならない。

このような考え方に立って、時のアセスメントから政策アセスメントへと歩んできた政策評価制度の体系化を図り、道政運営の基本的制度として、企画立案し、実施し、評価し、改善するという政策のマネジメントサイクルを確立することにより、時代の変化や道民の期待に的確に対応できる行政を実現するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、政策評価に関し必要な事項を定めることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への反映を図るとともに、政策評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に寄与するとともに、道政に関し道民に説明する責任を遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長をいう。
- (2) 政策 実施機関が、その所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画立案し、又は実施する行政上の一連の活動をいう。
- (3) 施策 政策のうち、一定の行政目的を実現するための基本的な方針に基づく具体的な行政目的の実現を目標とする方策、対策等であって、複数の事務事業で構成されるものをいう。
- (4) 事務事業 政策のうち、施策の目的の実現を目標とし、個別の予算、一定の人員等から構成される行政上の活動であって、基礎的な単位となるものをいう。
- (5) 政策評価 政策について、適時に、その効果を把握し、これを基礎として、必要性、

有効性又は効率性の視点その他当該政策の特性に応じて必要な視点から点検、検証等を行うことをいう。

- (6) 基本評価 施策に関して行う政策評価及び事務事業に関して行う政策評価をいう。
- (7) 公共事業評価 基本評価を補完するため、公共事業に関して行う政策評価をいう。
- (8) 特定課題評価 政策に関するその時々課題であって、知事が点検、検証等を行う必要があると認めるものに関して行う政策評価をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、指標の設定、学識経験を有する者の知見の活用その他政策の特性に応じた合理的な手法により、政策評価の客観的かつ厳格な実施を図らなければならない。

- 2 実施機関は、政策評価の結果を予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等に適切に反映させ、政策の推進を図らなければならない。
- 3 実施機関は、政策評価に関する情報を適切に公表しなければならない。
- 4 実施機関は、政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の推進、政策評価に従事する職員の資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じ、政策評価の充実に努めるものとする。

第2章 政策評価に関する基本方針

第4条 知事は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、毎年度、法令で定める権限の範囲内において、政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 政策評価の実施に関する基本的な方針
 - (2) 政策評価の対象に関する事項
 - (3) 政策評価の視点に関する事項
 - (4) 政策評価の時点に関する事項
 - (5) 政策評価の方法に関する事項
 - (6) 北海道政策評価委員会の運営に関する事項
 - (7) 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
 - (8) 政策評価に関する情報の公表に関する事項
 - (9) 政策評価の充実に必要な措置に関する事項
 - (10) その他政策評価の実施に関し必要な事項
- 3 知事は、前項第4号に掲げる政策評価の時点に関する事項を定めるに当たっては、中間評価（政策の実施途中の時点における政策評価をいう。）を行うことを原則とするとともに、政策の特性に応じて、事前評価（政策の実施前の時点における政策評価をいう。）又は事後評価（政策の実施後の時点における政策評価をいう。）を併せて行うこととするよう努めなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、実施機関と協議するとともに、北海道政策評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを実施機関に通知するとともに、公表しなければならない。

第3章 一次政策評価

(実施方針)

第5条 実施機関は、毎年度、基本方針に基づき、基本評価、公共事業評価及び特定課題評価に関する実施方針（以下「実施方針」という。）を定めなければならない。

- 2 実施機関は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(一次政策評価の実施)

第6条 実施機関は、実施方針に基づき、政策評価（以下「一次政策評価」という。）を自ら行わなければならない。

(評価調書の作成、公表等)

第7条 実施機関は、一次政策評価を行うときは、評価調書を作成しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により評価調書を作成したときは、速やかに、これを知事に通知しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により通知された評価調書を公表しなければならない。

第4章 二次政策評価

(二次政策評価の実施)

第8条 知事は、法令で定める権限の範囲内において、第6条の規定により実施機関が一次政策評価を行った政策のうち、道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認めるものについて政策評価（以下「二次政策評価」という。）を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により二次政策評価を行うに当たっては、あらかじめ、基本方針に基づき、当該二次政策評価の対象、視点その他必要な事項を定め、遅滞なく、これを実施機関に通知するとともに、公表しなければならない。

(資料提出及び説明の要求)

第9条 知事は、前条第1項の規定により二次政策評価を行うため、必要な範囲内において、実施機関に資料の提出及び説明を求めるものとする。

(評価調書の作成、公表等)

第10条 知事は、第8条第1項の規定により二次政策評価を行うときは、評価調書を作成しなければならない。

2 知事は、前項の規定により評価調書を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して関係する実施機関に通知するとともに、当該評価調書及び意見の内容を公表しなければならない。

第5章 道民参加の推進

(道民の意見)

第11条 道民は、政策評価の制度及び結果その他の政策評価に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

2 実施機関は、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるものとする。

(道民の意見の政策評価への反映)

第12条 実施機関は、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。

2 実施機関は、毎年度、道民の意見の政策評価への反映状況を公表しなければならない。

第6章 北海道政策評価委員会

(設置)

第13条 政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実を図るため、知事の附属機関として、北海道政策評価委員会（以下「政策評価委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第14条 政策評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 実施機関の諮問に応じ、政策評価の実施及び制度に関する事項について調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 政策評価委員会は、政策評価の制度の在り方について知事に意見を述べることができる。

(組織)

第15条 政策評価委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、道政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 政策評価委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、政策評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(参与)

- 第17条 政策評価委員会に参与を置くことができる。
2 参与は、知事が任命する。
3 参与は、調査審議に参画する。

(専門委員会)

第18条 政策評価委員会に、規則で定めるところにより、専門委員会を置く。

(委任)

第19条 この章に定めるもののほか、政策評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(議会への報告及び公表)

第20条 知事は、毎年度、政策評価の結果に関する報告を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(実施機関への委任)

第21条 この条例（前章を除く。）の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 知事は、平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成17年3月31日条例第35号）

[労働組合法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第53号）

[北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則]

この条例は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）の施行の日から施行する。

（平成21年10月規則第87号で、同22年4月1日から施行）

附 則（平成29年3月31日条例第15号）

[北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則]

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

北海道総合計画			施策(基本評価の対象施策)		
大項目 (分野)	中項目 (政策の柱)	小項目 (政策の方向性)	施策番号	施策名	担当部局
1 生活・安心	(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進	A 結婚や出産の希望をかなえる環境づくり	0401	結婚・出産環境支援の充実	保健福祉部
			0402	小児・周産期医療体制の確保*	保健福祉部
			0403	子育て支援の充実	保健福祉部
		B 安心して子育てできる社会の形成	0514	就業環境の整備*	経済部
			0801	北国らしい個性豊かで活力のある住まい・まちづくりの推進*	建設部
			0402	小児・周産期医療体制の確保*	保健福祉部
			0405	地域医療の確保*	保健福祉部
			0404	地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり	保健福祉部
			C 地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり	0404	地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり
	A 将来にわたり安心できる地域医療の確保	0101		北海道公立大学法人札幌医科大学への運営支援*	総務部
		0405		地域医療の確保*	保健福祉部
	(2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化	B 高齢者や障がいのある方々など住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成	0406	高齢者や障がいのある人等が安心して暮らせる社会の形成*	保健福祉部
			0801	北国らしい個性豊かで活力のある住まい・まちづくりの推進*	建設部
		C 道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防	0407	健康づくりの推進	保健福祉部
	(3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承	A 豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承	0301	自然環境及び生活環境の保全	環境生活部
			0201	土地水対策の総合的推進及び水資源保全の推進	総合政策部
			0701	森林資源の循環利用の推進による林業及び木材産業等の振興*	水産林務部
			0802	大規模自然災害対策の推進*	建設部
		B 人と自然・生き物が共生する社会づくり	0302	野生動物等の適正な管理	環境生活部
			0606	鳥獣による農業被害防止対策の推進*	農政部
			0702	エゾシカ森林被害対策の推進	水産林務部
			0703	海獣等による漁業被害対策の推進*	水産林務部
			A 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進	0303	地球温暖化対策の推進と環境に配慮する人づくり*
	0512	環境・エネルギー産業の振興*		経済部	
	(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築	B 北海道らしい循環型社会の形成	0304	循環型社会の形成	環境生活部
		A 道民の命とくらしを守る安全・安心な社会づくり	2102	交通安全対策の推進	警察本部
	0305		交通事故のないまちづくり	環境生活部	
	2101		治安対策の推進	警察本部	
	0306		安全で安心な地域づくり	環境生活部	
	0408		薬物乱用防止対策の推進	保健福祉部	
	1102		安全・安心な教育環境づくり*	教育委員会	
	0307		消費生活の安定と向上の推進	環境生活部	
	0409		生活衛生対策の推進	保健福祉部	
	B 豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保		0410	食品衛生対策の推進*	保健福祉部
		0601	高付加価値農業の推進*	農政部	
		0704	安全・安心な水産物の安定供給と競争力強化*	水産林務部	
	C 人々が互いに尊重しあう社会づくり	0308	人権が尊重される社会の実現	環境生活部	
		0309	アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上	環境生活部	
		A 防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上	0102	総合的な危機対策の推進	総務部
	1102		安全・安心な教育環境づくり*	教育委員会	
	2103		防災危機管理対策の推進	警察本部	
	(6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立	B 災害に強い地域づくりの推進	0406	高齢者や障がいのある人等が安心して暮らせる社会の形成*	保健福祉部
0103			警戒避難体制の整備*	総務部	
(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮	A 大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服	0104	原子力安全対策の推進	総務部	
		0103	警戒避難体制の整備*	総務部	
		0202	社会資本整備等の推進*	総合政策部	
		0802	大規模自然災害対策の推進*	建設部	
		0803	道路交通ネットワークの形成*	建設部	
		0804	住宅・建築物の耐震化の促進	建設部	
		1102	安全・安心な教育環境づくり*	教育委員会	
	0405	地域医療の確保*	保健福祉部		
	B 被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮	0202	社会資本整備等の推進*	総合政策部	
		0509	企業誘致の推進・集積の促進*	経済部	
		0512	環境・エネルギー産業の振興*	経済部	
		0604	農業農村整備の推進*	農政部	

※複数の政策体系に関連する施策

北海道総合計画			施策(基本評価の対象施策)		
大項目 (分野)	中項目 (政策の柱)	小項目 (政策の方向性)	施策番号	施策名	担当部局
2 経済・産業	(1) 農林水産業の持続的な成長	A 潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり	0601	高付加価値農業の推進*	農政部
			0602	農業生産の振興	農政部
			0604	農業農村整備の推進*	農政部
			0603	農業の担い手の育成・確保と農業経営の総合的な体質強化	農政部
			0606	鳥獣による農業被害防止対策の推進*	農政部
			0605	農村活性化対策の推進	農政部
			0607	道営競馬の推進	農政部
		B 水産物の安定的供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり	0704	安全・安心な水産物の安定供給と競争力強化*	水産林務部
			0705	栽培漁業の推進や経営の安定化等による水産業の振興	水産林務部
			0703	海獣等による漁業被害対策の推進*	水産林務部
			0706	水産業の担い手対策の推進	水産林務部
		C 林業・木材産業の振興を図り、資源の循環利用を進める森林づくり	0701	森林資源の循環利用の推進による林業及び木材産業等の振興*	水産林務部
			0707	木質バイオマスエネルギーの利用促進*	水産林務部
			0708	林業の担い手対策の推進	水産林務部
	(2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造	A 高い付加価値を生み出すものづくり産業の振興	0510	高い付加価値を生み出すものづくり産業の振興	経済部
			0511	健康長寿・医療関係産業の創造*	経済部
			0501	食関連産業の振興*	経済部
		B 地域資源を活かした食関連産業の振興	0410	食品衛生対策の推進*	保健福祉部
			0501	食関連産業の振興*	経済部
			0704	安全・安心な水産物の安定供給と競争力強化*	水産林務部
			0502	道産食品の販路拡大	経済部
		C 本道の立地優位性を活かした企業誘致の推進	0509	企業誘致の推進・集積の促進*	経済部
			0511	健康長寿・医療関係産業の創造*	経済部
			1002	工業用水の安定供給による企業立地環境の整備	企業局
	(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生	A 地域の経済・雇用を支える中小・小規模企業の振興	0506	中小・小規模企業の振興	経済部
		B 住民の暮らしを支える地域商業の活性化	0507	地域商業の活性化	経済部
		C 地域の安全・安心に欠かせない建設業の振興	0805	建設産業支援の取組促進	建設部
	(4) 新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進	A 健康長寿・医療関連産業の創造	0511	健康長寿・医療関係産業の創造*	経済部
			0513	科学技術の振興*	経済部
		B 新エネルギーの開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造	0101	北海道公立大学法人札幌医科大学への運営支援*	総務部
			0303	地球温暖化対策の推進と環境に配慮する人づくり*	環境生活部
			0512	環境・エネルギー産業の振興*	経済部
			0707	木質バイオマスエネルギーの利用促進*	水産林務部
		C 本道の活性化に役立つ科学技術の振興	1001	水力発電によるエネルギーの安定供給への寄与	企業局
			0203	地方独立行政法人北海道立総合研究機構(道総研)の運営支援	総合政策部
	0513	科学技術の振興*	経済部		
	(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展	A アジアなど海外への北海道産食品の輸出拡大	0204	総合交通ネットワークの形成*	総合政策部
			0503	道産食品の輸出拡大	経済部
			0601	高付加価値農業の推進*	農政部
		B 海外展開によるビジネス創出と海外からの投資の促進	0704	安全・安心な水産物の安定供給と競争力強化*	水産林務部
			0204	総合交通ネットワークの形成*	総合政策部
			0508	世界の中の北海道を意識した海外市場の開拓(ASEAN、東アジアほか)	経済部
	0205	世界の中の北海道を意識した海外市場の開拓(ロシアほか)	総合政策部		
	(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進	A 食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり	0504	滞在交流型観光地づくりの推進	経済部
			0204	総合交通ネットワークの形成*	総合政策部
		B 国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大	0206	国際会議等の誘致推進	総合政策部
			0505	誘客活動の推進	経済部
0204			総合交通ネットワークの形成*	総合政策部	
(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保	A 雇用の受け皿づくりと産業人材の育成・確保	0515	雇用の受け皿づくり	経済部	
		0518	産業人材の育成	経済部	
	B 多様な働き手の就業支援と就業環境の整備	0516	多様な人材の就業促進*	経済部	
		0514	就業環境の整備*	経済部	

※複数の政策体系に関連する施策

北海道総合計画			施策(基本評価の対象施策)		
大項目 (分野)	中項目 (政策の柱)	小項目 (政策の方向性)	施策番号	施策名	担当部局
3 人・地域	(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築	A 地域で互いに支え合うまちづくりの推進	0207	地域政策の推進*	総合政策部
			0204	総合交通ネットワークの形成*	総合政策部
			0310	市民活動の促進	環境生活部
			0801	北国らしい個性豊かで活力のある住まい・まちづくりの推進*	建設部
			0208	集落対策の推進	総合政策部
		B 居住環境の魅力を活かした移住・定住の促進	0209	移住・定住の推進*	総合政策部
			0517	産業人材の確保	経済部
		C 地域の可能性を広げるICTの活用	0210	ICTの利活用の推進	総合政策部
		(2) 北海道の未来を拓く人材の育成	A ふるさとの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり	1102	安全・安心な教育環境づくり*
	1101			確かな学力を育む教育の推進	教育委員会
	1103			心身の健やかな成長を促す教育の推進	教育委員会
	1104			幼児教育・子育て支援の充実	教育委員会
	1105			特別支援教育の推進	教育委員会
	1106			キャリア教育の推進	教育委員会
	1107			生涯学習の推進	教育委員会
	0105			私立学校等への支援*	総務部
	B グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成		0211	グローバル人材等の育成	総合政策部
			1108	国際理解教育の充実	教育委員会
			0212	地域のグローバル化に向けた環境整備等*	総合政策部
	C 次代の社会を担う子ども・青少年が健全に育成される環境づくり		0105	私立学校等への支援*	総務部
			0213	いじめ防止対策の推進	総合政策部
	1109	豊かな人間性と社会性を育む教育の推進	教育委員会		
	0311	青少年の健全な育成	環境生活部		
	(3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり	A 意欲と希望のある高齢者や障がいのある方々の活躍促進	0411	高齢者や障がいのある人等の社会参加の促進	保健福祉部
			0516	多様な人材の就業促進*	経済部
		B 社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくり	0312	男女平等参画社会の実現	環境生活部
			0516	多様な人材の就業促進*	経済部
	(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承	A 北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承	0313	アイヌ文化の振興	環境生活部
			1110	教育分野における文化・芸術活動の振興*	教育委員会
			0314	北海道独自の歴史・文化の発信と継承	環境生活部
		B 先人から受け継いだ財産を活かした新たな展開	0214	北海道150年事業の推進(平成30年度(2018年度)で終了)	総合政策部
			0106	赤れんが庁舎の利用促進	総務部
		C 生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興	0315	地域における文化・芸術活動の振興*	環境生活部
			1110	教育分野における文化・芸術活動の振興*	教育委員会
			0315	地域における文化・芸術活動の振興*	環境生活部
	(5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現	A 地域スポーツ活動の推進と環境の充実	0316	地域スポーツ活動の推進と環境の充実	環境生活部
			0806	都市公園の整備・維持管理・更新の推進*	建設部
	B 世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成	0317	世界で活躍するトップアスリートの育成	環境生活部	
	(6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり	A 個性と魅力を生かし様々な連携で支え合う地域づくり	0215	市町村自治の振興	総合政策部
			0216	地方分権の推進	総合政策部
			0207	地域政策の推進*	総合政策部
			0209	移住・定住の推進*	総合政策部
		B 国際交流と多文化共生の推進	0212	地域のグローバル化に向けた環境整備等*	総合政策部
C 北方領土の早期返還と隣接地域の振興		0107	北方領土復帰対策等の推進	総務部	
(7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備	A 産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効果的な整備	0202	社会資本整備等の推進*	総合政策部	
		0802	大規模自然災害対策の推進*	建設部	
		0807	下水道施設の整備・維持管理・更新の推進	建設部	
		0806	都市公園の整備・維持管理・更新の推進*	建設部	
	B 連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成	0204	総合交通ネットワークの形成*	総合政策部	
		0803	道路交通ネットワークの形成*	建設部	

※複数の政策体系に関連する施策